

見積参加希望者様

独立行政法人水資源機構 分任契約職
筑後川上流総合管理所長 前田剛宏
(公印省略)

見積依頼書

- 1 件名 令和7年度 下筌ダム給水タンク清掃点検業務
2 履行場所 熊本県阿蘇郡小国町大字黒渕5827-3
独立行政法人水資源機構 筑後川上流総合管理所 下筌ダム管理室
3 履行期間 契約締結の翌日から令和8年3月31日まで
4 内容等 別添、仕様書等のとおり

上記について、下記により見積合わせを行いますので競争契約入札心得等を熟覧のうえ提出してください。

記

- 1 現場説明 実施しません。
- 2 見積参加要件 福岡県、佐賀県、熊本県又は大分県内に本店、支店又は営業所があり、別添仕様書等のとおり施行が可能である者。
- 3 見積書等
1) 様式等 見積書の様式は任意としますが、見積書には見積年の月日並びに見積者の住所及び氏名（法人の場合は、法人名及びその代表者名）を記載し、代表者の印章を押印されたものに限ります。ただし、押印は「本責任者及び担当者」の氏名及び連絡先を明記することで省略することができます。また、余白にくじ番号を記載してください。
- 2) 提出方法 電子メール、ファクシミリ装置による通信、持参又は郵送による。（※電子メールアドレス、FAX番号は4)に記載のとおり）、なお、電子メールによる場合は、送信メールの件名見積依頼書の件名を記載してください。
- 3) 提出期限 令和8年2月5日 12時まで
- 4) 提出先 独立行政法人水資源機構 筑後川上流総合管理所 経理課 見上
TEL 0946-25-0113
FAX 0946-25-0133 又は 0946-25-0116
メールアドレス nyukei_chikugojouryu@water.go.jp
- 5) 質問書 令和8年1月28日 12時まで
※質問の回答については、翌営業日の15時までにHPに掲載します。
- 6) 見積回数 2回を限度とする。
- なお、当初の見積徴取において予定価格の制限に達した価格の見積書がない場合の再度の見積書の提出については、改めて連絡するものとし、再度の見積書提出期限は令和8年2月6日12時までとします。
- 7) その他
① 見積価格は、見積者が消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるか問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を見積書に記載してください。
② 見積書を送信した後は、見積書の引き換え若しくは変更又は見積もりの取消しができません。また、見積者は見積もり誤り、見積書の書き誤り等を理由に見積もりの無効を主張することはできません。
- 4 見積結果 見積結果については、契約の相手方として決定した者のみに、原則として提出期限の翌日（翌日が休日となる場合には休日でない直後の日）までに通知します。
- 5 その他
- 1) 契約金額は、見積書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）とします。
 - 2) 請負代金の支払いについては、履行確認後の一括支払となります。
 - 3) 最低金額を提出した見積者が複数ある場合は、「くじ」により契約の相手方を決定します。
くじの方法は、別添「くじの方法」とおりとします。

くじの方法

今回の見積徴取に際して、最低金額を提出した見積者（以下「同価格者」という。）が複数あった場合、下の方法により、契約の相手方を決定します。

1. くじの方法について

同価格者の「くじ用数値」の合計を同価格者数で除算し、余りの数値と「くじ用順位」が一致する者を、契約の相手方とします。

2. くじ用数値について

- 1) 「くじ用数値」とは、見積書を提出される方が、任意に決定していただく「0：ゼロ」から「999」の3桁の整数とします。なお、数値の記載等がない場合は「0：ゼロ」として取り扱わせていただきます。
- 2) 「くじ用数値」の機構へ対しての通知方法は、機構から送信（FAX）した見積依頼書の受信確認を機構に対して返信（FAX）する際に記載してください。この場合、機構から特に受信確認に用いる様式の指定がない場合は、通信欄などに下記のように記載してください。

記載例)

くじ用数値

1	2	3
---	---	---

※数字は明確に記載してください。

3. くじ用順位について

「くじ用順位」とは、同価格者が機構に対して見積依頼書を送信（FAX）していただいた順に、「0：ゼロ」から順に付番させていただく番号となります。

- 例)
- ・同価格者が2者の場合、見積書の送信順に「0：ゼロ」、「1」
 - ・同価格者が3者の場合、見積書の送信順に「0：ゼロ」、「1」、「2」

4. 具体的な決定方法について

例) 同価格者が2者の場合

見積業者	見積額	くじ用順位	くじ用数値	
○○工務店	¥500,000-	0	123	$123 + 4 = 127$
□□工業	¥600,000-		999	
△△組	¥500,000-	1	4	$127 \div 2\text{者} = 63 \text{ 余り } 1$
余り「1」とくじ用順位「1」が合致する ⇒ △△組が契約の相手方となる				

例) 同価格者が3者の場合

見積業者	見積額	くじ用順位	くじ用数値	
○○工務店	¥500,000-	0	123	$123 + 4 + 1 = 128$
□□工業	¥600,000-		999	
△△組	¥500,000-	1	4	
◎◎工業	¥500,000-	2	1	$128 \div 3\text{者} = 42 \text{ 余り } 2$
余り「2」とくじ用順位「2」が合致する ⇒ ◎◎工業が契約の相手方となる				

令和7年度 下筌ダム給水タンク清掃点検業務

仕 様 書

令和8年1月

**独立行政法人水資源機構
筑後川上流総合管理所**

第1章 総則

第1節 適用

この仕様書は、独立行政法人水資源機構筑後川上流総合管理所（以下「機構」という。）が施行する「令和7年度 下筌ダム給水タンク清掃点検業務（以下「本業務」という。）」に適用する。

第2節 業務概要

1. 業務内容

本業務は、「水道法」、「水道法施行令」、「水道法施行規則」及び「水質基準に関する省令」、「建築物における衛生的環境の確保に関する法律」、「建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則」及び同法に基づく厚生労働省告示並びに各地方条例に基づき、飲料水を貯蔵する受水タンク及び高置タンク（以下「給水タンク」という。）の保守点検業務を実施するものである。

2. 業務場所

熊本県阿蘇郡小国町大字黒渕 5827-3

独立行政法人水資源機構 筑後川上流総合管理所 下筌ダム管理室

3. 業務期間

契約締結の翌日から令和8年3月31日まで

第3節 点検内容等

1. 対象設備

保守点検、清掃及び水質検査等を行う給水タンクは別表のとおりとする。

2. 点検等の内容

1) 点検

点検項目及び点検内容は、国土交通省大臣官房長官部の「建築保全業務共通仕様書及び同解説」（以下「共通仕様書」という。）第5節 4.5.1 のとおりとする。

2) 清掃

清掃作業に関する事項は、共通仕様書第5節 4.5.2 のとおりとする。

3) 水質検査等

(1) 水質検査

水質検査は「水質検査基準に関する省令の規定に基づき厚生労働大臣が定める方法」（平成15年厚生労働省告示第261号）に定める方法又はこれと同等以上の制度を有する方法により行うこととする。

【水質検査項目】

一般細菌、大腸菌、亜硝酸性窒素、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素、塩化物イオン、有機物（全有機炭素（TOC）の量）、pH値、味、臭気、色度、濁度

(2) 残留塩素測定業務

- ① 清掃及び消毒終了後に、給水栓で採取した水の遊離残留塩素測定を実施し、含有率が百万分の0.1（結合残留塩素の場合は、百万分の0.4）以上であることを確認する。なお、測定はD P D法又はこれと同等以上の精度を有する方法により行うこと。
- ② 残留塩素の含有率が所定の濃度に保持できない場合には、担当職員と協議すること。
- ③ 報告書には測定日時、採水場所、測定結果を記載すること。

3. 点検日時

詳細な点検日時は担当職員と打合せのうえ決定する。

第4節 提出書類

1. 業務計画書等

受注者は、次の書類を作成し、作業着手前までに担当職員の承諾を得ること。

- 1) 業務計画書
- 2) 緊急連絡表
- 3) 作業計画書

2. 業務の記録

受注者は、次の書類を整備し、「業務報告書」として業務終了後に2部提出するものとする。

- 1) 打合せ記録簿
- 2) 業務計画書
- 3) 作業計画書
- 4) 点検記録簿
- 5) 不具合箇所報告書
- 6) 履行管理写真
- 7) CD（電子データP D F）

第5節 作業場の遵守

1. 本業務の履行にあたっては、他の設備及び構造物等に損傷を与えないよう十分注意するものとする。万一、損傷を与えた場合は、ただちに担当職員に報告するとともに、受注者の負担において修復又は取替えを行うものとする。
2. 本業務の履行にあたって、関係設備の運用を一時停止する必要がある場合には、事前に担当職員と協議し、その指示に従うものとする。
3. 本業務の履行にあたって、やむを得ず他の設備を利用する必要がある場合には、事前に担当職員と協議し、その指示に従うものとする。

第6節 設計変更等

機構又は受注者は、設計図書の内容に変更が生じた場合、機構と受注者の協議のうえ、設計図書の内容変更及び請負代金額の変更を行うことができるものとする。

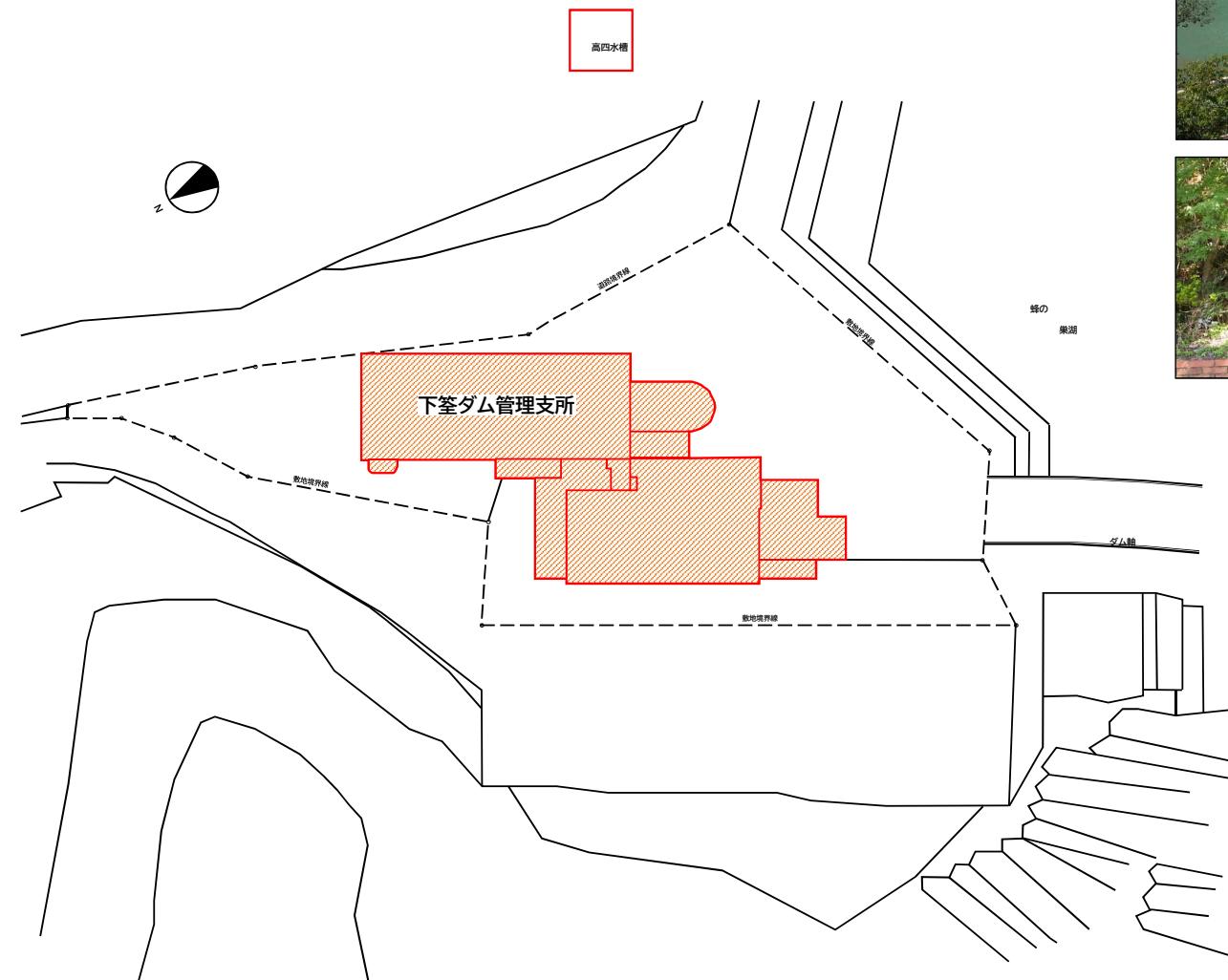
第7節 疑義

本仕様書に明記されていない事項又は疑義が生じた場合には、速やかに担当職員と協議をしなければならない。

—以上—

別表

施設名	No.	仕様	設置場所	清掃点検	水質調査	備考
下筌ダム管理支所	①	RC 製 35.0 m ³	坑内	○	○	受水槽
	②	SUS 製 2.4 m ³	屋外	○	○	高置水槽



配置図

所在地: 熊本県阿蘇郡小国町大字黒瀬5827-3

